

令和元年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(管区等名：警察庁)

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------------|---|------------|---|---------------|---|------|-------------|-----|----------|--|--------------------------------|----|
| 情報分析支援装置に係る研修委託 | 警察庁長官官房会計課理事官 鶴代 隆造 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-5 | 平成31年2月15日 | NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1 | 6010001135680 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 3,078,000円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 自動プレートホテル | 警察庁長官官房会計課理事官 鶴代 隆造 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-12 | 平成31年2月21日 | 株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町1-8-6 | 3010001010696 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 14,904,000円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 不正プログラム解析訓練(上級) | 警察庁長官官房会計課理事官 鶴代 隆造 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-3 | 平成31年2月22日 | NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 東京都千代田区大手町1丁目7番2号 | 8010401084443 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 2,332,800円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 純水作成装置 | 警察庁長官官房会計課理事官 鶴代 隆造 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-9 | 平成31年2月22日 | 理科研株式会社つくば支店 茨城県つくば市高野台3-16-2 | 9180001033403 | 予算決算及び会計令99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため | — | 2,385,072円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 携帯電話用データ抽出装置用ソフトウェアライセンス | 警察庁長官官房会計課理事官 鶴代 隆造 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-14 | 平成31年2月22日 | 株式会社FRONTEO 東京都港区港南2-12-23 明産高浜ビル7階 | 1010401051219 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 9,694,080円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 組織犯罪情報管理端末装置及び特定金融情報データベース用端末装置 賃貸借 | 警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-7 | 平成31年2月26日 | 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号 | 7010401022916 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 2,428,668円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 警察庁人事・給与関係業務情報システム 賃貸借 | 警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-7 | 平成31年2月26日 | 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号 | 7010401022916 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 1,951,776円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| デジタル・フォレンジック訓練(上級1) | 警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-7 | 平成31年2月27日 | 株式会社フォーカスシステムズ 東京都品川区東五反田5-24-10テラスキ第三ビル3階 | 1010701008901 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | — | 1,620,000円 | — | | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------------|--|---------------|--|---|-------------|---|--|-------|--|
| 交通規制情報管理システム | 警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-7 | 平成31年2月27日 | 株式会社トヨタマップスター 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 | 4180001047184 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | - | 5,244,000円 | - | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 警察情報共有システム賃貸借 | 警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-7 | 平成31年2月28日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1丁目5-2 汐留シティセンター | 1020001071491 | 会計法第29条の3第4項供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため | - | 55,946,115円 | - | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 特殊型防護マスク 外1点 | 警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2 | 平成31年3月15日 | 興研株式会社 東京都千代田区四番町7 | 3010001016132 | 会計法第29条の3第4項公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないため | - | 51,740,100円 | - | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| 耐圧実験室排風設備定期メンテナンス | 支出負担行為担当官 科学警察研究所総務部会計課長 本坊光博 科学警察研究所 千葉県柏市柏の葉6-3-1 | 平成31年2月25日 | JMUディフェンスシステムズ株式会社 京都府舞鶴市宇余部下1180番地 | 4130001044153 | 会計法第29条の3第4項公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないため | - | 1,399,680 | - | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |
| ドライビングシミュレータ設備点検 | 支出負担行為担当官 科学警察研究所総務部会計課長 本坊光博 科学警察研究所 千葉県柏市柏の葉6-3-1 | 平成31年2月22日 | カヤバシステムマシナリー株式会社 三重県津市雲出長常町1129番地11 | 7010401022429 | 会計法第29条の3第4項公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないため | - | 1,188,000 | - | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。 | ①二(へ) | |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成30年度に締結した契約のうち、令和元年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達 of 適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。